

# 島田市 産後ケア事業

出産はお母さん、ご家族にとってとても大きな出来事です。お母さんとご家族、そして生まれてくる赤ちゃんが健やかに生活できるように「産後ケア事業」を実施しています。利用時にかかる費用の一部を島田市が助成します。

## 利用できる方

出産後、1年以内のお母さんとお子さんで、産後ケアを必要とする者

\*感染症にかかっている場合や、医療行為が必要な場合は、対象となりません。

## ケアの内容

利用される方に応じて、次のケアを行います

- お母さんの健康管理
- お母さんの気持ちのケア
- 授乳に関するケア
- 赤ちゃんのお世話についてのアドバイス・相談  
…など

## 種類と利用料・実施機

		短期入所（ショートステイ）型	通所（デイサービス）型	居宅訪問（アウトリーチ）型
		1泊 10,000円 *条件によって減免あり *食事代など実費徴収あり	① 2時間以上1回 2,000円 ② 2時間未満1回 1,200円 *条件により減免あり *食事代など実費徴収あり	1回 1,400円 *条件によって減免あり *交通費実費徴収あり
		利用回数：6泊まで	利用回数：通所と居宅訪問合わせて7回まで	
島田市	しのはら 産科婦人科医院	○	① ②	○
	助産院おん			○
	つばさ助産院			○
藤枝市	いしかわ レディースクリニック		②	
	ウイメンズケア助産院 midori		②	○
	さち助産院		②	○
	とみおか母乳 ケアhouse	○	① ②	○
	藤枝授乳コンサルト もぐもぐ		②	○
	藤枝市立総合病院		②	
	RUN 助産院	○	① ②	○
焼津市	片山母乳相談室		②	○
	そら助産院			○
	繭のいえ助産院	○	① ②	○
	前田産科婦人科医院	○	① ②	○

【お問合せ】 島田市健康づくり課  
TEL：34-3285

## 申請・利用方法



### 申請する

健康づくり課窓口にお立ち寄りいただくか下記電子申請フォームより申請をします。なお、生活保護世帯や非課税世帯等で産後ケア事業費用負担特例額対象者となる場合は、窓口申請をしてください。

#### 【窓口申請に必要なもの】

- ① 産後ケア事業利用申請書
- ② 産後ケア事業費用負担特例額対象者証明書交付申請書  
(必要な場合のみ)
- ③ 印鑑(②を提出する場合のみ)

#### 【電子申請フォーム】



申請された日以降のケアが島田市産後ケア事業の対象となります。遡っての申請はできませんので、お気をつけください！

#### 【利用終了日について】

産後ケア事業はお子さんの1歳の誕生日の前日まで利用できますが、申請は年度単位で必要となります。年度をまたぎ利用を希望される方は、翌年度に再度申請をお願いします。

### 利用承認

後日、島田市より「産後ケア事業利用承認通知書」等が届きます。

### サービスの利用

実施施設に連絡・予約し、利用に必要なものや時間等について確認します。

予約日にサービス(産後ケア)を利用してください。

※短期入所(ショートステイ)型と通所(デイサービス)型(2時間以上)を希望される場合は、実施施設との調整が必要な場合がありますので、予約前に担当保健師にご相談ください。

### 利用料の支払い

ケアが終了したら、利用料(自己負担金)を実施施設に直接お支払いください。

#### ご注意ください!

サービス利用間際の自己都合によるキャンセルや日程変更については、自己負担が発生する可能性があります。キャンセルや日程変更はお早目に連絡をお願いします。